

福山市飲食店感染症対策衛生費支援事業補助金

【 申請ガイド 】

福山市経済環境局経済部

産業振興課

【 目 次 】

1	事業概要	3
2	補助対象者	3
3	補助対象経費	3
4	補助対象外となる経費	4
5	補助対象期間	4
6	申請受付期間	4
7	補助限度額	4
8	補助率	4
9	申請に必要な書類	5
10	申請書類の提出・留意事項	5
11	補助金交付決定及び交付額の確定	6
12	補助金交付額の交付	6
13	支払いの確認に必要な書類及び注意点	6
14	その他	7

1 事業概要

新型コロナウイルス感染症の流行を受け、感染症対策を講じたうえで事業を継続する福山市内の飲食店の方に対して、感染症拡大防止に必要な衛生用品購入等に係る経費の一部を補助するものです。

2 補助対象者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者で、次に掲げる条件を満たす者とする。ただし、みなし大企業は除く。

- (1) 法人においては、福山市内に本店又は支店がある者
- (2) 個人事業主においては、福山市内で事業を行っている者
- (3) 飲食店の営業許可証の写しが提出できる者（飲食店営業許可1類、飲食店営業許可3類、喫茶店営業許可のいずれかを有し、客室があること）
- (4) 福山市の市税完納証明書が提出できる者
- (5) 福山市新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（職場編）eラーニングを受講し、係る修了証を店内等（利用者から閲覧可能な場所）に掲示している者
- (6) 広島県の「広島積極ガード店」に登録し、登録を証するステッカーを店内（利用者から閲覧可能な場所）に掲示している者
- (7) 暴力団排除条例に規定する暴力団関係者ではない者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業等、社会通念上適切でないと判断される事業を行っていない者
- (8) 補助対象として申請した経費に関して、国、県、市町及び各種産業支援機関が実施する他の制度（補助金等）から補助を受けていない者

3 補助対象経費

新型コロナウイルス感染症拡大防止に必要な衛生用品購入等に係る経費とする。ただし、経費にかかる消費税及び地方消費税額は補助対象経費から除く。対象物品は以下の表のとおり。

消毒費用	①	消毒用アルコール等
	②	ハンドソープ、石けん
	③	除菌玄関マット（リース含む）
	④	除菌シート
	⑤	うがい薬

飛沫対策費用	⑥	マスク
	⑦	ゴーグル
	⑧	フェイスシールド
	⑨	ヘアネット
	⑩	防護服
	⑪	防護キット
	⑫	衛生エプロン

清掃費用	⑬	使い捨て手袋
	⑭	ゴミ袋
	⑮	洗浄剤
	⑯	漂白剤
	⑰	使い捨てスリッパ
	⑱	ゴミ収集運搬外注費

その他の 衛生管理 費用	⑲	おしぼり（紙）
	⑳	おしぼり（布）（リース含む）
	㉑	割り箸，使い捨てスプーン・フォーク
	㉒	使い捨て食器（皿・コップ・ストロー）
	㉓	トイレ用ペーパータオル
	㉔	換気設備クリーニング外注費（換気扇，エアコン等）
	㉕	フィルター交換代（空気清浄機・換気扇・エアコン等）
	㉖	抗菌コート代
	㉗	ユニフォームのクリーニング外注費
	㉘	従業員指導等のための専門家活用
	㉙	コイントレー
	㉚	店内の消毒作業の外注費

4 補助対象外となる経費

「3 補助対象経費」に記載のない経費，物品は補助対象外になります。

申請書に記載した経費であっても，交付決定後に補助対象経費に該当しないことが判明した場合は補助対象外になります。

(1) 主な補助対象外経費の例

- ア 交通費，宿泊費，送料，保険料（輸送にかかるものを除く），飲食費，雑費等の間接経費，
- イ 租税公課（消費税，印紙代等）
- ウ 振込手数料
- エ 公的資金の使途として社会通念上，不適切と認められる経費

(2) 補助対象経費であっても補助対象外になる例

- ア 納品書，請求書，振込控え，領収書等の帳票類が不備の場合
- イ 一般価格や市場相場等と比べて著しく高額な場合
- ウ 契約・実施・支払いが不適切な場合
- エ 契約から支払い・決裁・設置までの一連の手続きが補助対象期間中に行われていない場合

5 補助対象期間

2020年（令和2年）4月1日（水）から2021年（令和3年）3月10日（水）まで

※この期間中に購入が完了した補助対象経費について申請が可能です。

6 申請受付期間

2021年（令和3年）2月1日（月）から2021年（令和3年）3月10日（水）まで

※予算額に達した場合は受付を終了します。

※郵送で送られる場合は当日消印有効となります。

7 補助限度額

上限10万円（下限1千円） ※税抜価格です

※申請は1法人（1個人）あたり1回のみです。

8 補助率

補助対象と認められる経費の3/4以内（千円未満切り捨て）

9 申請に必要な書類

提出必須の書類			入手先	✓
ア	補助金交付申請書兼請求書【原本】 (様式第1号)	<input type="checkbox"/> 「補助金交付申請書兼請求書」 <input type="checkbox"/> 押印	福山市HP事務局窓口	
イ	対象衛生費一覧【原本】 (様式第2号)		福山市HP事務局窓口	
ウ	誓約書【原本】 (様式第3号)	<input type="checkbox"/> 「誓約書」 <input type="checkbox"/> 押印	福山市HP事務局窓口	
エ	支払いの確認に必要な書類【写し】	<input type="checkbox"/> 申請ガイド「13 支払いの確認に必要な書類及び注意点」をご確認ください	各自用意	
オ	振込口座【写し】	<input type="checkbox"/> 補助金を入金する振込口座が記入された通帳等の写し	各自用意	
カ	市税完納証明書【原本】	<input type="checkbox"/> 直近の「市税完納証明書」 ※発行後3か月以内のもの	福山市税制課各支所	
キ	営業許可証【写し】	<input type="checkbox"/> 飲食店営業許可1類, 飲食店営業許可3類, 喫茶店営業許可1類のいずれか	各自用意	
ク	広島積極ガード店への登録が確認できる書類	<input type="checkbox"/> 「写真」等 ※登録証明ステッカーを店内に掲示している様子が分かる写真等	各自用意	
ケ	福山市新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(職場編)eラーニングを修了している事が確認できる書類	<input type="checkbox"/> 「写真」等 ※修了証を掲示している様子が分かる写真等	各自用意	

10 申請書類の提出・留意事項

(1) 申請書類の提出

- ※提出は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、郵送による提出にご協力ください。
- ※簡易書留やレターパック等、申請者が郵便物の到着を確認できる方法で郵送してください。
- ※郵送で送られる場合は、当日消印有効となります。
- ※FAX、電子メール等による提出は、受け付けません。
- ※受領後、不備がある場合や、記載漏れがあった場合は再度提出していただきます。
- 電話での事前相談も受け付けていますので、ご相談ください。
- ※予算額に達した場合は受付を終了します。

(2) 申請時の留意事項

- ア 補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)はA4用紙に出力し、記名、押印のうえ、必要書類を添付して提出してください。
- イ 受付期間最終日の時点で不備のある申請書類は受け付けません。
- ウ 書類を提出する者及び連絡担当者は、申請事業者の役員・従業員に限ります。
- エ 必要に応じて、追加資料の提出及び説明等を求めることがありますので、申請書類は受付最終日から余裕をもって送付してください。
- オ 書類作成にかかる経費は、申請事業者の負担となります。提出された書類は返却しません。
- カ 書類は、写しを必ず保管してください。

提出先及びお問合せ先
福山市紅葉町1番1号 福山ちゅうぎんビル3階
飲食店衛生費補助金事務局 TEL：090-1471-7558
受付 9:00～17:00（土日祝休み）

※窓口に来られる場合は事前に予約をお願いします。

※駐車場はございません。

【申請書類の郵送先】 ※下記をラベルとして利用する場合は、コピーしてお使いください。

〒720-0081
福山市紅葉町1番1号 福山ちゅうぎんビル3階
飲食店衛生費補助金事務局
（福山市飲食店感染症対策衛生費支援事業補助金事務局）
【申請書在中】

1.1 補助金交付決定及び交付額の確定

補助金交付決定とは、補助対象事業者（以下「補助事業者」という。）及び補助対象の取組を決定したものです。この度の補助金においては、事業取組完了後の申請となりますので、補助金交付決定と交付額の確定を同時に行います。また、交付決定・交付額確定後に、補助金交付決定兼交付額確定通知書（様式第3号）を連絡担当者宛てに郵送します。

※申請内容を変更・廃止する場合や、補助事業者の情報を変更した場合は、承認を受ける必要があります。

1.2 補助金交付額の交付

提出された補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）等に基づき、福山市において、完了検査を行い、審査を経て、補助金交付額を確定し、定例の支払日に指定金融機関口座に振込みます。

※確認のため、市職員が事業所等を視察訪問することがあります。

1.3 支払いの確認に必要な書類及び注意点

必要な書類は、次のとおりです。

支払い方法	必要書類	備考
振込	振込明細書	※①
現金	領収書	※②
クレジットカード	領収書	※③
	カード利用代金明細書	※④
	カード決済口座の通帳該当部分	※⑤

※①・振込明細書では金額の内訳が分からない場合、分かるものを添付してください。

・金額の内訳は、レシート等の内訳が分かるものの添付でも結構です。

※②・当該領収書には、宛先（補助事業対象者名、法人の場合は宛名が法人名のもの）、領収日、領収金額、金額の内訳、発行者名・所在地・電話番号の記載が必要です。

・消費税が含まれているかどうか領収書に明記してください。

・金額の内訳は、レシート等の内訳が分かるものの添付でも結構です。

- ※③・当該領収書には、宛先（補助事業対象者名、法人の場合は宛名が法人名のもの）、領収日、領収金額、金額の内訳、発行者名・所在地・電話番号の記載が必要です。
（また、クレジットカード払いであること及び金額の内訳が明記されているもの）
- ・消費税が含まれているかどうか領収書に明記してください。
 - ・クレジットカード払いであることが明記されていない場合、クレジットカード利用時に発行される「お客様売上票(お買上票)のお客様控え」を添付してください。
 - ・金額の内訳が明記されていない場合、レシート等の内訳が分かるものを添付してください。納品書等で内訳が確認できれば、レシート等の添付は不要です。
- ※④インターネットにより明細を印刷したものでも構いません。
- ※⑤口座からの引き落としが補助対象期間内に完了している必要があります。

支払いに関する主な注意点は、次のとおりです。

- (1) 法人の場合、個人名義又は個人口座から振込みを行った経費は補助対象外です。
- (2) 関連会社経由等、補助事業対象者名義の金融機関の口座から直接振り込んでいない場合は対象外です。
- (3) 手形や小切手、P a y P a yなどのキャッシュレス決済（クレジットカード払いを除く）、各種商品券等の金券により支払った経費は、補助対象外となります。
- (4) 補助対象経費の支払いとその他の取引の支払いは、混合して行わないでください。
- (5) 他の取引と相殺して支払った経費は、補助対象外となります。
- (6) インターネットバンキングを利用する場合は、振込先の名義と口座番号を確認するため、インターネットの振込画面（又は振込履歴）と通帳（又は当座勘定照合表）の写しの提出が必要です。
- (7) 契約・支払確認にかかる書類の宛先は、補助事業対象者名であることが必要です。
- (8) クレジットカード払いの場合、申請期限である2021年（令和3年）3月10日（水）までに、カード決済口座から対象金額が引き落とされている証明が必要となります。これからお支払いを行う場合は、現金又は口座振込によるお支払いを推奨いたします。

1 4 その他

- (1) 補助対象事業の進捗状況確認のため、現地検査に入ることがあります。
- (2) 補助事業者は、補助事業の実施に関し必要な事業記録簿、金銭出納簿その他帳簿を備え付け、証拠書類とともに整備し、補助事業の完了した日が属する会計年度の終了後5年間保存しておかないといけません。
- (3) 国、県、市町及び各種産業支援機関等が実施する他の制度（補助金等）の支援を受けている場合、経費の重複を確認するため、該当機関に確認を行う場合があります。
- (4) 本市ホームページ等において、採択事業者及びその取組等を情報発信する場合があります。採択事業者は、画像素材等、当該公表に必要となる情報等の提供に協力するものとします。また、当事業によって行った成果等について、必要に応じて公表する場合があります。
- (5) この申請ガイドに記載のない事項は、福山市飲食店感染症対策衛生費支援事業補助金交付要綱及び福山市補助金交付規則に定めるところによるものとします。